

「宮崎市上水道施設運転管理業務委託」公募型プロポーザル方式実施要領

1. 委託業務概要

公募型プロポーザル方式による「宮崎市上水道施設運転管理業務委託」募集要項（以下「募集要項」という。）のとおりとします。

2. 技術提案書等

参加資格の審査を受けた参加事業者は、技術提案書等を提出してください。

(1) 提出期間

令和3年7月5日（月）から令和3年8月4日（水）まで、受付時間は平日の9時から16時までとします。

(2) 提出先

「6. 各書類提出先及び問合せ先」のプロポーザルの手続き等に係る事務局（以下「事務局」という。）宛てに提出してください。

(3) 提出方法

参加事業者の持参による提出とします。書類を提出する際は、事前に事務局に連絡してください。

(4) 提出物及び部数

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ① 技術提案書（様式-9～様式-23） | 15部（正本1部、副本14部） |
| ② 見積書（様式-24） | 1部 |
| ③ プレゼンテーション出席者報告書（様式-25） | 1部 |

(5) 技術提案書の提出書類

技術提案書の提出書類については、別表-1に示す書類を提出してください。作成にあたっては「2.（6）技術提案書等の作成要領」を参照してください。

(6) 技術提案書等の作成要領

提出書類は次の事項に留意して作成してください。

- ① 原則として横書きで記載すること。（縦置き横書き左綴じを基本とする。）
- ② 使用する文字サイズは、10.5ポイント以上とする。ただし、図表等内の文字サイズについてはこの限りではない。
- ③ 各様式に示す指示に従うこと。（記述式の様式については、指示文は削除して記述を始めること。記述枚数は制限しないが、的確にまとめること。）
- ④ 用紙は日本工業規格A4判とし、再生紙を活用すること。図表等やむを得ない場合はA3判の使用を可とするが、その場合は折り綴じとすること。
- ⑤ 提案内容に付随する資料の添付は認めるが、各章末に添付すること。
- ⑥ 副本については、会社名等が特定されるような名称、マーク等の記載を行わないこと。
- ⑦ 技術提案書は部数毎にファイル等に綴って提出すること。
- ⑧ 見積書に記載する金額は、募集要項に記載された各年度の上限額を超えないものとし、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

(7) 提出書類の取扱い

技術提案書等の提出をもって、本要領記載事項に承諾したものとみなします。提出が受理された書類については、差し換えや変更は一切できないものとし、提出された書類の返却は行いません。

(8) 宮崎市上下水道局から配布する資料の取扱い

宮崎市上下水道局が配布する資料については、提出書類等の作成・検討以外の目的で使用することを禁じます。

3. 技術提案に関する質疑の受付

(1) 技術提案に関する質疑がある場合は、「技術提案に関する質疑書」（様式-26）を電子メールにて提出してください。

(2) 電子メール提出時には以下に従うこととしますが、印鑑を捺印した質疑書原本は技術提案書等の提出日に持参してください。

メールアドレス : 90jyousui@city.miyazaki.miyazaki.jp

メール件名 : 『上水道施設運転委託 プロポ参加質疑について（参加事業者名）』

ファイル形式 : Word 形式(97-2003)又はPDF（捺印省略）

(3) 質疑の受付期間は令和3年7月5日（月）から令和3年7月14日（水）16時までとします。ただし、着信確認は送信者の責任において行ってください。

(4) 質疑に対する回答は、令和3年7月26日（月）の週に宮崎市上下水道局のホームページ上で公表するものとし、電話及び口頭による個別の対応は行わないものとします。提出のあった質疑に関しては、本プロポーザルに直接関係するものについてのみ回答することとし、回答の公表にあたっては質疑提出者を匿名化します。

4. プレゼンテーションの実施

(1) 参加要件

参加資格を審査した後、プレゼンテーション参加の可否を公募型プロポーザル方式参加要請書（様式-4）（募集要項様式集）により通知します。

(2) 日時及び場所

公募型プロポーザル方式参加要請書により通知します。

(3) 実施方法

プレゼンテーションソフト及びプロジェクターを使用して発表してください。参加事業者が特定できるものは、発表資料から除いてください。使用機器は原則、参加事業者が用意するものとします。（以下に示す事務局が用意するものを除く）

事務局が用意するもの：スクリーン、マイク、ホワイトボード、電源類

(4) プレゼンテーションの内容は技術提案書記載事項のみとし、記載されていない事項の発表は認めないものとします。

(5) 出席人数は5名までとします。

(6) 実施時間は1者70分以内（プレゼンテーション30分以内、質疑応答40分以内）とします。

5. 審査の方法

(1) 技術提案書の提出要件を満たしているものを対象として、選定委員会において評価・採点を行います。審査方法は、「募集要項7. プロポーザルの審査方法」のとおりとします。

(2) 評価項目及び配点は別表-2に示す評価基準表のとおりとします。

(3) 評価配分は別表-3に示すとおりとします。

(4) 優先交渉権者の選定

技術提案書、プレゼンテーション及び見積書の採点により、最高得点者を優先交渉権者として選定します。

合計点数が同一の参加事業者が複数いた場合には評価基準（別表-2）のうち「運転管理業務」の項目の評価点が高い参加事業者を優先交渉権者とする。それでも差がつかない場合は、評価基準（別表-2）のうち「保全管理業務」を比較し決定する。

上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、優先交渉権者として選定しない。

参加事業者が1者の場合であっても選定委員会による審査を行い、提案書類及びプレゼンテーションの内容が評価基準を満たしていると認められた場合には、その参加事業者を優先交渉権者として選定する。

(5) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

① 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

② 見積価格が、提案限度額を超えている場合

③ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

6. 各書類提出先及び問合せ先

(1) プロポーザルの手続き等に係る事務局

〒880-2114

宮崎県宮崎市大字富吉字上川久保5655番地1

宮崎市上下水道局 水道部 浄水課 施設計画係

(2) 電 話 0985-47-5477

(3) F A X 0985-47-7800

(4) E-mail 90jyousui@city.miyazaki.miyazaki.jp

なお、実施要領等に関して質疑がある場合は質疑書（独自様式可）を令和3年5月28日（金）までに提出すること。

附則

この要領は、令和3年5月17日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。

別表－1 技術提案書の提出書類

提出書類	様式	注意点等
技術提案提出書	様式－9	正本用にのみ綴じる (提出部数1部)
技術提案書表紙(正本用)	様式－10－1	提出者名を記入する
技術提案書表紙(副本用)	様式－10－2	提出者名を記載しない 連番の記入(2～15)
①会社の経営状況等、労働衛生管理体制、 有資格者在籍人数、正職員異動状況	様式－11、11－1、 11－2	必要書類の添付 付随様式の作成
②運転方法と浄水処理	様式－12	様式記載事項に従って記入
③水質基準に基づく品質管理	様式－13	様式記載事項に従って記入
④効率的な施設稼働及び運用	様式－14	様式記載事項に従って記入
⑤従事体制・配置計画及び研修・教育	様式－15、15－1、 15－2、15－3	様式記載事項に従って記入 付随様式の作成
⑥保全管理の範囲と点検方法	様式－16	様式記載事項に従って記入
⑦保全結果の解析・評価及び記録	様式－17	様式記載事項に従って記入
⑧電気工作物の点検管理	様式－18	様式記載事項に従って記入
⑨修繕対応	様式－19	様式記載事項に従って記入
⑩緊急事態の体制	様式－20	様式記載事項に従って記入
⑪予防対策と応急対策	様式－21	様式記載事項に従って記入
⑫薬品調達管理	様式－22	様式記載事項に従って記入
⑬地元企業の活用と育成	様式－23	様式記載事項に従って記入

別表－ 2 評価基準表（合計500点）

評価項目		配点	小計
会社内容に関する事項	①会社の経営状況等、有資格者在籍人数	20点	20点
運転管理業務	②運転方法と浄水処理	60点	150点
	③水質基準に基づく品質管理	40点	
	④効率的な施設稼働及び運用	20点	
	⑤従事体制・配置計画及び研修・教育	30点	
保全管理業務	⑥保全管理の範囲と点検方法	30点	100点
	⑦保全結果の解析・評価及び記録	20点	
	⑧電気工作物の点検管理	20点	
	⑨修繕対応	30点	
危機管理業務	⑩緊急事態の体制	20点	50点
	⑪予防対策と応急対策	30点	
薬品調達管理業務	⑫薬品調達管理	30点	30点
地元企業の活用と育成	⑬地元企業の活用と育成	30点	30点
見積価格		100点	100点
プレゼンテーション	内容、意欲、質問に対する回答	20点	20点
		合計	500点

価格評価点＝配点(100点)×(最低提案価格／当該提案価格)

注1. 価格評価点は、小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。

別表－3 評価配分 (%)

評 価	評価の意味合い	配 分
A	優秀である。／高度の能力を有している。 局の期待を大きく上回る提案であり十分な効果が期待できる。	100 %
B	満足できる。／十分な能力を有している。 局の期待を上回る提案であり効果が期待できる。	80 %
C	平均的である。 局の期待するレベルの提案である。	60 %
D	物足りなさを感じる。／能力が若干乏しい。 局の期待を下回るレベルの提案である。	40 %
E	評価の対象外。 効果が期待できない。(記載なしも含む。)	0 %